

(例1)身体介護 通常パターン

具体例

支給決定内容	
・支給量	身障 居宅介護(身体介護中心) : 月15時間
・利用者負担額	本人 100円 (上限1,600円) 扶養義務者 500円 (上限13,500円)
適用単価	
・所要時間30分以上1時間未満の場合	4,020円
・所要時間1時間から計算して所要時間30分増すごとに加算した額	1,820円
・基本額:日中に1時間サービスを提供した場合	3,640円
・基本額:日中に2時間サービスを提供した場合	7,280円
・夜間:1回につき100分の25に相当する額を所定額に加算	
・級地:特別区(1000分の1072)	事業所所在地を特別区とする。

参考 基本額コード	サービス提供実績記録票記載例											参考 開始時加算コード					
	身体介護																
サービス内容		居宅介護計画										サービス提供時間		利用者負担額		サービス提供者印	利用者確認印
日付	曜日	開始時間	終了時間	計画時間数	開始時間	終了時間	算定時間数	派遣人数	本人	扶養義務者							
・1111214	1月	18:00	20:00	2	18:00	20:00	2	1	400	2,000	印	印	・1111915				
・1111214	2火												・1111915				
・1111214	3水	18:00	20:00	2	18:00	20:00	2	1	400	2,000	印	印	・1111915				
・1111212	4木												・1111915				
・1111212	5金	18:00	19:00	1	18:00	19:00	1	1	200	1,000	印	印	・1111915				
・1111214	6土												・1111915				
・1111214	7日												・1111915				
・1111214	8月	18:00	20:00	2	18:00	20:00	2	1	400	2,000	印	印	・1111915				
・1111214	9火												・1111915				
・1111214	10水	18:00	20:00	2	18:00	20:00	2	1	200	2,000	印	印	・1111915				
・1111212	11木												・1111915				
・1111212	12金	18:00	19:00	1	18:00	19:00	1	1	-	1,000	印	印	・1111915				
・1111214	13土												・1111915				
・1111214	14日												・1111915				
・1111214	15月	18:00	20:00	2	18:00	20:00	2	1	-	2,000	印	印	・1111915				
・1111214	16火												・1111915				
・1111214	17水	18:00	20:00	2	18:00	20:00	2	1	-	1,500	印	印	・1111915				
・1111212	18木												・1111915				
・1111212	19金	18:00	19:00	1	18:00	19:00	1	1	-	-	印	印	・1111915				
	20土																
	21日																
	22月																
	23火																
	24水																
	25木																
	26金																
	27土																
	28日																
	29月																
	30火																
	合計			15			15		1,600	13,500							

明細書記載例

サービス内容	算定単価	算定回数	当月算定額	摘要
1111212 身障居宅身体夜間早朝 1 H	(A) 4,870	(B) 3	(C) 14,610	
1111214 身障居宅身体夜間早朝 2 H	(D) 9,750	(E) 6	(F) 58,500	
1111915 身居宅身体開 夜早 1	(G) 500	(H) 9	(I) 4,500	
費用の額合計			(J) 77,610	

利用者負担基準単価	利用者負担額	摘要
本人分	100	1,600
扶養義務者分	500	13,500
当月利用者負担額 合計		15,100

当月居宅生活支援費請求額	62,510 円
--------------	----------

計算方法

1111212
身障居宅身体
夜間早朝1H
の算定方法

- (1) 基本額単価の算定：30分増すごとに加算する額(1,820円)に利用した回数(1時間÷30分)を乗じる。

$$1,820 \times 2 = 3,640$$
- (2) (1)により算定した基本額単価(3,640円)に「早朝・夜間」の割合(1.25)を乗じる。(1円未満四捨五入)

$$3,640 \times 1.25 = 4,550.0 \quad 4,550$$
- (3) (2)により算出した額に、級地の割合(1.072)を乗じる。(10円未満切り捨て)

$$4,550 \times 1.072 = 4,877.6 \quad 4,870$$

 (A)
- (4) (3)により算出した額に、利用回数を乗じる。

$$4,870 \times 3 = 14,610$$

 (A) (B) (C)

1111214
身障居宅身体
夜間早朝2H
の算定方法

- (5) 基本額単価の算定：30分増すごとに加算する額(1,820円)に利用した回数(2時間÷30分)を乗じる。

$$1,820 \times 4 = 7,280$$
- (6) (5)により算定した基本額単価(7,280円)に「早朝・夜間」の割合(1.25)を乗じる。(1円未満四捨五入)

$$7,280 \times 1.25 = 9,100.0 \quad 9,100$$
- (7) (6)により算出した額に級地の割合(1.072)を乗じる。(10円未満切り捨て)

$$9,100 \times 1.072 = 9,755.2 \quad 9,750$$

 (D)
- (8) (7)により算出した額に、利用回数を乗じる。

$$9,750 \times 6 = 58,500$$

 (D) (E) (F)

1111915
身居宅身体開
夜早1
の算定方法

- (9) 告示上の所要時間30分以上1時間未満の場合の単価(4,020円)に「早朝・夜間」の割合(1.25)を乗じる。(1円未満四捨五入)

$$4,020 \times 1.25 = 5,025.0 \quad 5,025$$
- (10) (9)で求めた額から(2)で求めた額を引く。

$$5,025 - 4,550 = 475$$
- (11) (10)により算出した額に、級地の割合(1.072)を乗じる。(10円未満切り捨て)

$$475 \times 1.072 = 509.20 \quad 500$$

 (G)
- (12) (11)により算出した開始時加算額単価に利用回数を乗じる。

$$500 \times 9 = 4500$$

 (G) (H) (I)
- (13) (4)と(8)と(12)により算出した額を合計する。

$$14,610 + 58,500 + 4,500 = 77,610$$

 (C) (F) (I) (J)

(例2)身体介護 早朝～日中に跨ってサービスを提供するパターン

具体例

支給決定内容	
・支給量	身障 居宅介護（身体介護中心）：月14時間
・利用者負担額	本人 100円（上限1,600円） 扶養義務者 500円（上限13,500円）
適用単価	
・所要時間30分未満の場合	2,310円
・所要時間30分以上1時間未満の場合	4,020円
・所要時間1時間から計算して所要時間30分増すごとに加算した額	1,820円
・基本額：日中に1時間サービスを提供した場合	3,640円
・基本額：日中に2時間サービスを提供した場合	7,280円
・夜間：1回につき100分の25に相当する額を所定額に加算	
・級地：特別区（1000分の1072）	事業所所在地を特別区とする。

告示の単価

サービスコードの単価

参考
基本額コード

サービス提供実績記録票記載例

2.5時間利用 = 4回

参考
開始時加算コード

サービス内容	身体介護													
	日付	曜日	居宅介護計画			サービス提供時間			派遣人数	利用者負担額		サービス提供者印	利用者確認印	
			開始時間	終了時間	計画時間数	開始時間	終了時間	算定時間数		本人	扶養義務者			
・1111211 ・1111114	1月		7:30	10:00	2.5	7:30	10:00	2.5	1	500	2,500	印	印	・1111921
	2火													
・1111211 ・1111114	3水		7:30	10:00	2.5	7:30	10:00	2.5	1	500	2,500	印	印	・1111921
	4木													
・1111214 ・1111114	5金		6:00	10:00	4	6:00	10:00	4	1	600	4,000	印	印	・1111915
	6土													
・1111211 ・1111114	7日													・1111921
	8月		7:30	10:00	2.5	7:30	10:00	2.5	1	-	2,500	印	印	
・1111211 ・1111114	9火													・1111921
	10水		7:30	10:00	2.5	7:30	10:00	2.5	1	-	2,000	印	印	
	11木													
	12金													
	13土													
	14日													
	15月													
	16火													
	17水													
	18木													
	19金													
	20土													
	21日													
	22月													
	23火													
	24水													
	25木													
	26金													
	27土													
	28日													
	29月													
	30火													
合計					14			14		1,600	13,500			

4時間利用 = 1回

(例2)身体介護 早朝～日中に跨ってサービスを提供するパターン

明細書記載例

サービス内容	算定単価	算定回数	当月算定額	摘要
1111114 身障居宅身体日中2H	(A) 7,800	(B) 5	(C) 39,000	
1111211 身障居宅身体夜間早朝0.5H	(D) 2,430	(E) 4	(F) 9,720	
1111214 身障居宅身体夜間早朝2H	(G) 9,750	(H) 1	(I) 9,750	
1111915 身居宅身体開夜早1	(J) 500	(K) 1	(L) 500	
1111921 身居宅身体開夜早0.5日0.5	(M) 530	(N) 4	(O) 2,120	
費用の額合計			(P) 61,090	

利用者負担基準単価	利用者負担額	摘要
本人分	100	1,600
扶養義務者分	500	13,500
当月利用者負担額 合計		15,100

当月居宅生活支援費請求額	45,990 円
--------------	----------

計算法

- 1111114 身障居宅身体日中2Hの算定方法
- (1) 基本額単価の算定：30分増すごとに加算する額(1,820円)に利用した回数(2時間÷30分)を乗じる。
 $1,820 \times 4 = 7,280$
- (2) (1)により算出した額に、級地の割合(1.072)を乗じる。(10円未満切り捨て)
 $7,280 \times 1.072 = 7,804.16$ (A) 7,800
- (3) (2)により算出した額に、利用回数を乗じる。
 $7,800 \times 5 = 39,000$ (C)
- 1111211 身障居宅身体夜間早朝0.5Hの算定方法
- (4) 基本額単価の算定：30分増すごとに加算する額(1,820円)に利用した回数(30分÷30分)を乗じる。
 $1,820 \times 1 = 1,820$
- (5) (4)により算出した基本額単価(1,820円)に「早朝・夜間」の割合(1.25)を乗じる。(1円未満四捨五入)
 $1,820 \times 1.25 = 2,275.00$ 2,275
- (6) (5)により算出した額に、級地の割合(1.072)を乗じる。(10円未満切り捨て)
 $2,275 \times 1.072 = 2,438.8$ (D) 2,430
- (7) (6)により算出した額に、利用回数を乗じる。
 $2,430 \times 4 = 9,720$ (F)
- 1111214 身障居宅身体夜間早朝2Hの算定方法
- (8) 算定方法については、(例1)の(D)を参照。
 (9) (8)により算出した額に、利用の回数を乗じる。
 $9,750 \times 1 = 9,750$ (I)
- 1111915 身居宅身体開夜早1の算定方法
- (10) 算定方法については、(例1)の(G)を参照。
 (11) (10)により算出した開始時加算額単価に、利用回数を乗じる。
 $500 \times 1 = 500$ (L)
- 1111921 身居宅身体開夜早0.5日0.5の算定方法
- (12) 告示上の所要時間30分未満の場合の基本額単価(2,310円)に「早朝・夜間」の割合(1.25)を乗じる。(1円未満四捨五入)
 $2,310 \times 1.25 = 2,887.50$ 2,888
- (13) 告示上の所要時間30分以上1時間未満の場合の基本額単価(4,020円)から所要時間30分未満の場合の基本額単価(2,310円)を引く。
 $4,020 - 2,310 = 1,710$
- (14) (13)により算出した額に、「日中」の割合(1.00)を乗じる。(1円未満四捨五入)
 $1,710 \times 1.00 = 1,710$
- (15) (12)で求めた額と(14)で求めた額を足す。
 $2,888 + 1,710 = 4,598$
- (16) サービスコードの30分未満の場合の基本額単価(1,820円)に「早朝・夜間」の割合(1.25)を乗じる。(1円未満四捨五入)
 $1,820 \times 1.25 = 2,275.0$ 2,275
- (17) サービスコードの30分の場合の基本額単価(1,820円)に「日中」の割合(1.00)を乗じる。(1円未満四捨五入)
 $1,820 \times 1.00 = 1,820$
- (18) (16)で求めた額と(17)で求めた額を足す。
 $2,275 + 1,820 = 4,095$
- (19) (15)で求めた額から(18)で求めた額を引く。
 $4,598 - 4,095 = 503$
- (20) (19)により算出した額に、級地の割合(1.072)を乗じる。(10円未満切り捨て)
 $503 \times 1.072 = 539.216$ (M) 530
- (21) (20)により算出した開始時加算額単価に利用回数を乗じる。
 $530 \times 4 = 2,120$ (O)
- (22) (3)と(7)と(9)と(11)と(21)により算出した額を合計する。
 $39,000 + 9,720 + 9,750 + 500 + 2,120 = 61,090$ (P)

(例3)身体介護 深夜～早朝～日中に跨ってサービスを提供するパターン

具体例

支給決定内容	
・支給量	身障 居宅介護(身体介護中心) : 月18時間
・利用者負担額	本人 100円(上限1,600円) 扶養義務者 500円(上限13,500円)
適用単価	
・所要時間30分未満の場合	2,310円
・所要時間30分以上1時間未満の場合	4,020円
・所要時間1時間から計算して所要時間30分増すごとに加算した額	1,820円
・基本額:日中に30分サービスを提供した場合	1,820円
・夜間:1回につき100分の25に相当する額を所定額に加算	
・深夜:1回につき100分の50に相当する額を所定額に加算	
・級地:特別区(1000分の1072)	事業所所在地を特別区とする。

参考
基本額コード

サービス提供実績記録票記載例

4.5時間利用 = 4回

参考
開始時加算コード

サービス内容	身体介護											サービス提供者印	利用者確認印	参考 開始時加算コード
	日付	曜日	居宅介護計画			サービス提供時間		算定時間数	派遣人数	利用者負担額				
			開始時間	終了時間	計画時間数	開始時間	終了時間			本人	扶養義務者			
・1111311 ・1111214 ・1111114	1月		5:30	10:00	4.5	5:30	10:00	4.5	1	900	4,500	印	印	・1111923
	2火													
	3水		5:30	10:00	4.5	5:30	10:00	4.5	1	700	4,500	印	印	
4木														
・1111311 ・1111214 ・1111114	5金		5:30	10:00	4.5	5:30	10:00	4.5	1	-	4,500	印	印	・1111923
	6土													
	7日													
・1111311 ・1111214 ・1111114	8月		5:30	10:00	4.5	5:30	10:00	4.5	1	-	-	印	印	・1111923
	9火													
	10水													
	11木													
	12金													
	13土													
	14日													
	15月													
	16火													
	17水													
	18木													
	19金													
	20土													
	21日													
	22月													
	23火													
	24水													
	25木													
	26金													
	27土													
	28日													
	29月													
	30火													
合計					18			18		1,600	13,500			

明細書記載例

サービス内容	算定単価	算定回数	当月算定額	摘要
1111114 身障居宅身体日中2H	(A) 7,800	(B) 4	(C) 31,200	
1111214 身障居宅身体夜間早朝2H	(D) 9,750	(E) 4	(F) 39,000	
1111311 身障居宅身体深夜0.5H	(G) 2,920	(H) 4	(I) 11,680	
1111923 身居宅身体開 深0.5夜早0.5	(J) 640	(K) 4	(L) 2,560	
費用の額合計			(M) 84,440	

利用者負担基準単価	利用者負担額	摘要
本人分	100	1,600
扶養義務者分	500	13,500
当月利用者負担額 合計		15,100

当月居宅生活支援費請求額	69,340 円
--------------	----------

計算方法

- 1111114 身障居宅身体日中2Hの算定方法
- (1) 算定方法については、(例2)の(A)を参照。
 (2) (1)により算出した額に、利用回数を乗じる。

$$7,800 \times 4 = 31,200$$
 (A) (B) (C)
- 1111214 身障居宅身体夜間早朝2Hの算定方法
- (3) 算定方法については、(例1)の(D)を参照。
 (4) (3)により算出した額に、利用の回数を乗じる。

$$9,750 \times 4 = 39,000$$
 (D) (E) (F)
- 1111311 身障居宅身体深夜0.5Hの算定方法
- (5) 基本額単価の算定：30分増すごとに加算する額(1,820円)に利用した回数(30分÷30分)を乗じる。

$$1,820 \times 1 = 1,820$$

 (6) (5)により算定した基本額単価(1,820円)に「深夜」の割合(1.5)を乗じる。(1円未満四捨五入)

$$1,820 \times 1.5 = 2,730.0$$
 2,730
 (7) (6)により算出した額に、級地の割合(1.072)を乗じる。(10円未満切り捨て)

$$2,730 \times 1.072 = 2,926.6$$
 2,920
 (G)
 (8) (7)により算出した額に、利用回数を乗じる。

$$2,920 \times 4 = 11,680$$
 (G) (H) (I)
- 1111923 身居宅身体開 深0.5夜早0.5の算定方法
- (9) 告示上の所要時間30分未満の場合の基本額単価(2,310円)に「深夜」の割合(1.5)を乗じる。(1円未満四捨五入)

$$2,310 \times 1.5 = 3,465$$
 3,465
 (10) 告示上の所要時間30分以上1時間未満の場合の基本額単価(4,020円)から所要時間30分未満の場合の基本額単価(2,310円)を引く

$$4,020 - 2,310 = 1,710$$

 (11) (10)により算定した額に「夜間・早朝」の割合(1.25)を乗じる。(1円未満四捨五入)

$$1,710 \times 1.25 = 2,137.5$$
 2,138
 (12) (9)で求めた額と(11)で求めた額を足す。

$$3,465 + 2,138 = 5,603$$

 (13) サービスコードの30分未満の場合の基本額単価(1,820円)に「深夜」の割合(1.5)を乗じる。(1円未満四捨五入)

$$1,820 \times 1.5 = 2,730.0$$
 2,730
 (14) サービスコードの30分の場合の基本額単価(1,820円)に「早朝・夜間」の割合(1.25)を乗じる。(1円未満四捨五入)

$$1,820 \times 1.25 = 2,275.0$$
 2,275
 (15) (13)で求めた額と(14)で求めた額を足す。

$$2,730 + 2,275 = 5,005$$

 (16) (12)で求めた額から(15)で求めた額を引く。

$$5,603 - 5,005 = 598$$

 (17) (16)により算出した額に、級地の割合(1.072)を乗じる。(10円未満切り捨て)

$$598 \times 1.072 = 641.056$$
 640
 (J)
 (18) (17)により算出した開始時加算額単価に利用回数を乗じる。

$$640 \times 4 = 2,560$$
 (J) (K) (L)
 (19) (2)と(4)と(8)と(18)により算出した額を合計する。

$$31,200 + 39,000 + 11,680 + 2,560 = 84,440$$
 (C) (F) (I) (L) (M)

(例4)身体介護 二人でサービスを提供するパターン

具体例

支給決定内容	
・支給量	身障 居宅介護(身体介護中心) : 月15時間
・利用者負担額	本人 100円(上限1,600円) 扶養義務者 500円(上限13,500円)
適用単価	
・所要時間30分以上1時間未満の場合	4,020円
・所要時間1時間から計算して所要時間30分増すごとに加算した額	1,820円
・基本額:日中に1時間サービスを提供した場合	3,640円
・基本額:日中に2時間サービスを提供した場合	7,280円
・基本額:日中に1時間サービスを提供した場合(二人目用)	3,640円
・基本額:日中に2時間サービスを提供した場合(二人目用)	7,280円
・夜間:1回につき100分の25に相当する額を所定額に加算	
・級地:特別区(1000分の1072 事業所所在地を特別区とする。)	

参考 基本額コード	サービス提供実績記録票記載例										2時間利用 = 6回		参考 開始時加算コード	
	身体介護													
サービス内容	日付	曜日	居宅介護計画			サービス提供時間		算定時間数	派遣人数	利用者負担額		サービス提供者印	利用者確認印	
			開始時間	終了時間	計画時間数	開始時間	終了時間			本人	扶養義務者			
・1111214 ・1111254	1月		18:00	20:00	2	18:00	20:00	2	2	800	4,000	印	印	・1111915 ・1111955
・1111214	2火													
・1111214	3水		18:00	20:00	2	18:00	20:00	2	1	400	2,000	印	印	・1111915
・1111212 ・1111252	4木													
・1111212 ・1111252	5金		18:00	19:00	1	18:00	19:00	1	2	400	2,000	印	印	・1111915 ・1111955
・1111214 ・1111254	6土													
・1111214 ・1111254	7日													
・1111214 ・1111254	8月		18:00	20:00	2	18:00	20:00	2	2	-	4,000	印	印	・1111915 ・1111955
・1111214	9火													
・1111214	10水		18:00	20:00	2	18:00	20:00	2	1	-	1,500	印	印	・1111915
・1111212 ・1111252	11木													
・1111212 ・1111252	12金		18:00	19:00	1	18:00	19:00	1	2	-	-	印	印	・1111915 ・1111955
・1111214 ・1111254	13土													
・1111214 ・1111254	14日													
・1111214 ・1111254	15月		18:00	20:00	2	18:00	20:00	2	2	-	-	印	印	・1111915 ・1111955
・1111214	16火													
・1111214	17水		18:00	20:00	2	18:00	20:00	2	1	-	-	印	印	・1111915
・1111212 ・1111252	18木													
・1111212 ・1111252	19金		18:00	19:00	1	18:00	19:00	1	2	-	-	印	印	・1111915 ・1111955
	20土													
	21日													
	22月													
	23火													
	24水													
	25木													
	26金													
	27土													
	28日													
	29月													
	30火													
	合計				15			15		1,600	13,500			

(例4)身体介護 二人でサービスを提供するパターン

明細書記載例

サービス内容	算定単価	算定回数	当月算定額	摘要
1111212 身障居宅身体夜間早期1H	(A) 4,870	(B) 3	(C) 14,610	
1111214 身障居宅身体夜間早期2H	(D) 9,750	(E) 6	(F) 58,500	
1111252 身障居宅身体夜間早期二人1H	(G) 4,870	(H) 3	(I) 14,610	
1111254 身障居宅身体夜間早期二人2H	(J) 9,750	(K) 3	(L) 29,250	
1111915 身居宅身体開 夜早1	(M) 500	(N) 9	(O) 4,500	
1111955 身居宅身体開2 夜早1	(P) 500	(Q) 6	(R) 3,000	
費用の額合計			(S) 124,470	

利用者負担基準単価	利用者負担額	摘要
本人分	100	1,600
扶養義務者分	500	13,500
当月利用者負担額 合計		15,100

当月居宅生活支援費請求額	109,370 円
--------------	-----------

計算方法

1111212 身障居宅身体夜間早期1Hの算定方法 — (1) 算定方法については、(例1)の(A)を参照。

(2) (1)により算出した額に、利用回数に乗じる。

$$\begin{array}{rclcl} 4,870 & \times & 3 & = & 14,610 \\ (A) & & (B) & & (C) \end{array}$$

1111214 身障居宅身体夜間早期2Hの算定方法 — (3) 算定方法については、(例1)の(D)を参照。

(4) (3)により算出した額に、利用の回数に乗じる。

$$\begin{array}{rclcl} 9,750 & \times & 6 & = & 58,500 \\ (D) & & (E) & & (F) \end{array}$$

1111252 身障居宅身体夜間早期二人1Hの算定方法 — (5) 算定方法については、(例1)の(A)を参照。

(6) (1)により算出した額に、利用回数に乗じる。

$$\begin{array}{rclcl} 4,870 & \times & 3 & = & 14,610 \\ (G) & & (H) & & (I) \end{array}$$

1111254 身障居宅身体夜間早期二人2Hの算定方法 — (7) 算定方法については、(例1)の(D)を参照。

(8) (7)により算出した額に、利用の回数に乗じる。

$$\begin{array}{rclcl} 9,750 & \times & 3 & = & 29,250 \\ (J) & & (K) & & (L) \end{array}$$

1111915 身居宅身体開 夜早1の算定方法 — (9) 算定方法については、(例1)の(G)を参照。

(10) (9)により算出した額に、利用の回数に乗じる。

$$\begin{array}{rclcl} 500 & \times & 9 & = & 4,500 \\ (M) & & (N) & & (O) \end{array}$$

1111955 身居宅身体開2 夜早1の算定方法 — (11) 算定方法については、(例1)の(G)を参照。

(12) (11)により算出した額に、利用の回数に乗じる。

$$\begin{array}{rclcl} 500 & \times & 6 & = & 3,000 \\ (P) & & (Q) & & (R) \end{array}$$

(13) (2)と(4)と(6)と(8)と(10)と(12)により算出した額を合計する。

$$\begin{array}{rclclclclclcl} 14,610 & + & 58,500 & + & 14,610 & + & 29,250 & + & 4,500 & + & 3,000 & = & 124,470 \\ (C) & & (F) & & (I) & & (L) & & (O) & & (R) & & (S) \end{array}$$

具体例

支給決定内容	
・支給量	身障 居宅介護（家事援助中心）：月14時間
・利用者負担額	本人 100円（上限1,600円） 扶養義務者 500円（上限13,500円）
適用単価	
・所要時間1時間以上1時間30分未満の場合	2,220円
・所要時間1時間から計算して所要時間30分増すごとに加算した額	830円
・基本額：日中に30分サービスを提供した場合	830円
・基本額：日中に2時間サービスを提供した場合	3,320円
・夜間：1回につき100分の25に相当する額を所定額に加算	
・級地：特別区（1000分の1072）	事業所所在地を特別区とする。

参考 基本額コード	サービス提供実績記録票記載例											1.5時間利用 = 4回	参考 開始時加算コード	
サービス内容		家事援助												
日付	曜日	居宅介護計画			サービス提供時間			算定時間数	派遣人数	利用者負担額		サービス提供者印	利用者確認印	
		開始時間	終了時間	計画時間数	開始時間	終了時間	本人			扶養義務者				
・1112212 ・1112111	1月	7:30	9:00	1.5	7:30	9:00	1.5	1	300	1,500	印	印	・1112927	
	2火													
・1112212 ・1112111	3水	7:30	9:00	1.5	7:30	9:00	1.5	1	300	1,500	印	印	・1112927	
	4木													
・1112214 ・1112114	5金	6:00	10:00	4	6:00	10:00	4	1	800	4,000	印	印	・1112918	
	6土													
	7日													
・1112212 ・1112111	8月	7:30	9:00	1.5	7:30	9:00	1.5	1	200	1,500	印	印	・1112927	
	9火													
・1112212 ・1112111	10水	7:30	9:00	1.5	7:30	9:00	1.5	1	-	1,500	印	印	・1112927	
	11木													
・1112214 ・1112114	12金	6:00	10:00	4	6:00	10:00	4	1	-	3,500	印	印	・1112918	
	13土													
	14日													
	15月													
	16火													
	17水													
	18木													
	19金													
	20土													
	21日													
	22月													
	23火													
	24水													
	25木													
	26金													
	27土													
	28日													
	29月													
	30火													
	合計			14			14		1,600	13,500				

明細書記載例

サービス内容	算定単価	算定回数	当月算定額	摘要
1112111 身障居宅家事日中0.5H	(A) 880	(B) 4	(C) 3,520	
1112114 身障居宅家事日中2H	(D) 3,550	(E) 2	(F) 7,100	
1112212 身障居宅家事夜間早朝1H	(G) 2,220	(H) 4	(I) 8,880	
1112214 身障居宅家事夜間早朝2H	(J) 4,440	(K) 2	(L) 8,880	
1112918 身居宅家事開夜早1.5	(M) -360	(N) 2	(O) -720	
1112927 身居宅家事開夜早1日0.5	(P) -320	(Q) 4	(R) -1,280	
費用の額合計			(S) 26,380	

利用者負担基準単価	利用者負担額	摘要
本人分	100	1,600
扶養義務者分	500	13,500
当月利用者負担額 合計		15,100

当月居宅生活支援費請求額	11,280 円
--------------	----------

計算方法

- 1112111 身障居宅家事日中0.5Hの算定方法
- (1) 基本額単価の算定：30分増すごとに加算する額(830円)に利用した回数(30分÷30分)を乗じる。

$$830 \times 1 = 830$$
午前7時30分から午前9時までの連続するサービスの一部であり30分のサービス提供ではない。
- (2) (1)により算出した額に、級地の割合(1.072)を乗じる。(10円未満切り捨て)

$$830 \times 1.072 = 889.76 \quad 880 \quad (A)$$
- (3) (2)により算出した額に、利用回数に乗じる。

$$880 \times 4 = 3,520 \quad (A) \quad (B) \quad (C)$$
- 1112114 身障居宅家事日中2Hの算定方法
- (4) 基本額単価の算定：30分増すごとに加算する額(830円)に利用した回数(2時間÷30分)を乗じる。

$$830 \times 4 = 3,320$$
- (5) (4)により算出した額に、級地の割合(1.072)を乗じる。(10円未満切り捨て)

$$3,320 \times 1.072 = 3,559.0 \quad 3,550 \quad (D)$$
- (6) (5)により算出した額に、利用回数に乗じる。

$$3,550 \times 2 = 7,100 \quad (D) \quad (E) \quad (F)$$
- 1112212 身障居宅家事夜間早朝1Hの算定方法
- (7) 基本額単価の算定：30分増すごとに加算する額(830円)に利用した回数(1時間÷30分)を乗じる。

$$830 \times 2 = 1,660$$
- (8) (7)により算出した額に、「早朝・夜間」の割合(1.25)を乗じる。(1円未満四捨五入)

$$1,660 \times 1.25 = 2,075.0 \quad 2,075$$
- (9) (8)により算出した額に、級地の割合(1.072)を乗じる。(10円未満切り捨て)

$$2,075 \times 1.072 = 2,224.4 \quad 2,220 \quad (G)$$
- (10) (9)により算出した額に、利用回数に乗じる。

$$2,220 \times 4 = 8,880 \quad (G) \quad (H) \quad (I)$$
- 1112214 身障居宅家事夜間早朝2Hの算定方法
- (11) 基本額単価の算定：30分増すごとに加算する額(830円)に利用した回数(2時間÷30分)を乗じる。

$$830 \times 4 = 3,320$$
- (12) (11)により算出した額に、「早朝・夜間」の割合(1.25)を乗じる。(1円未満四捨五入)

$$3,320 \times 1.25 = 4,150.0 \quad 4,150$$
- (13) (12)により算出した額に級地の割合(1.072)を乗じる。(10円未満切り捨て)

$$4,150 \times 1.072 = 4,448.8 \quad 4,440 \quad (J)$$
- (14) (13)により算出した額に、利用の回数に乗じる。

$$4,440 \times 2 = 8,880 \quad (J) \quad (K) \quad (L)$$
- 1112918 身居宅家事開夜早1.5の算定方法
- (15) 告示上の所要時間1時間以上1時間30分未満の場合の基本額単価(2,220円)に「早朝・夜間」の割合(1.25)を乗じる。(1円未満四捨五入)

$$2,220 \times 1.25 = 2,775 \quad 2,775$$
- (16) サービスコードの基本額単価の算定：30分増すごとに加算する額(830円)に利用した回数(1時間30分÷30分)を乗じる。

$$830 \times 3 = 2,490$$
- (17) (16)により算出した額に、「早朝・夜間」の割合(1.25)を乗じる。(1円未満四捨五入)

$$2,490 \times 1.25 = 3,112.5 \quad 3,113$$
- (18) (15)で求めた額から(17)で求めた額を引く。

$$2,775 - 3,113 = -338$$
- (19) (18)により算出した額に、級地の割合(1.072)を乗じる。(10円未満切り捨て)

$$-338 \times 1.072 = -362.336 \quad -360 \quad (M)$$
- (20) (19)により算出した開始時加算額単価に利用回数に乗じる。

$$-360 \times 2 = -720 \quad (M) \quad (N) \quad (O)$$

(例5)家事援助

1112927
身居宅家事開
夜早1日0.5
の算定方法

- (21) 告示上の所要時間30分以上1時間未満の場合の基本額単価(1,530円)に「早朝・夜間」の割合(1.25)を乗じる。(1円未満四捨五入)
 $1,530 \times 1.25 = 1,912.5 \rightarrow 1,913$
- (22) 告示上の所要時間1時間以上の場合の基本額単価(2,220円)から所要時間30分以上1時間未満の場合の基本額単価(1,530円)を引く。
 $2,220 - 1,530 = 690$
- (23) (21)で求めた額と(22)で求めた額を足す。
 $1,913 + 690 = 2,603$
- (24) サービスコードの基本額単価の算定: 30分増すごとに加算する額(830円)に利用した回数(1時間÷30分)を乗じる。
 $830 \times 2 = 1,660$
- (25) (24)により算出した額に、「早朝・夜間」の割合(1.25)を乗じる。(1円未満四捨五入)
 $1,660 \times 1.25 = 2,075.0 \rightarrow 2,075$
- (26) サービスコードの基本額単価の算定: 30分増すごとに加算する額(830円)に利用した回数(30分÷30分)を乗じる。
 $830 \times 1 = 830$
- (27) (25)で求めた額と(26)で求めた額を足す。
 $2,075 + 830 = 2,905$
- (28) (23)で求めた額から(27)で求めた額を引く。
 $2,603 - 2,905 = -302$
- (29) (28)により算出した額に、級地の割合(1.072)を乗じる。(10円未満切り捨て)
 $-302 \times 1.072 = -323.744 \rightarrow -320$
(P)
- (30) (29)により算出した開始時加算額単価に利用回数を乗じる。
 $-320 \times 4 = -1,280$
(P) (Q) (R)
- (31) (3)と(6)と(10)と(14)と(20)と(30)により算出した額を合計する。
 $3,520 + 7,100 + 8,880 + 8,880 + (-720) + (-1,280) = 26,380$
(C) (F) (I) (L) (O) (R) (S)

(例6) 日常生活支援

具体例

支給決定内容	
・支給量	身障 居宅介護（日常生活支援中心）：月14時間
・利用者負担額	本人 100円（上限1,600円） 扶養義務者 500円（上限13,500円）
適用単価	
・所要時間1時間以上1時間30分未満の場合	2,410円
・所要時間1時間30分から計算して所要時間30分増すごとに加算した額	900円
・基本額：日中に30分サービスを提供した場合	900円
・基本額：日中に2時間サービスを提供した場合	3,600円
・夜間：1回につき100分の25に相当する額を所定額に加算	
・級地：特別区（1000分の1072）	事業所所在地を特別区とする。

参考 基本額コード	サービス提供実績記録票記載例											参考 開始時加算コード		
日常生活支援												2.5時間利用 = 4回		
サービス内容	居宅介護計画					サービス提供時間		算定時間数	派遣人数	利用者負担額		サービス提供者印	利用者確認印	
	日付	曜日	開始時間	終了時間	計画時間数	開始時間	終了時間			本人	扶養義務者			
・1115115	1月		7:30	10:00	2.5	7:30	10:00	2.5	1	500	2,500	印	印	・1115917
	2火													
・1115115	3水		7:30	10:00	2.5	7:30	10:00	2.5	1	500	2,500	印	印	・1115917
	4木													
・1115214 ・1115114	5金		6:00	10:00	4	6:00	10:00	4	1	600	4,000	印	印	・1115918
	6土													
	7日													
・1115115	8月		7:30	10:00	2.5	7:30	10:00	2.5	1	-	2,500	印	印	・1115917
	9火													
・1115115	10水		7:30	10:00	2.5	7:30	10:00	2.5	1	-	2,000	印	印	・1115917
	11木													
	12金													
	13土													
	14日													
	15月													
	16火													
	17水													
	18木													
	19金													
	20土													
	21日													
	22月													
	23火													
	24水													
	25木													
	26金													
	27土													
	28日													
	29月													
	30火													
	合計				14			14		1,600	13,500			

7時30分から10時までサービスを提供した場合、加算の対象となる時間帯におけるサービス提供時間をごくわずかな場合（日常生活支援が中心である場合は45分未満）の事例に該当するため、「日中2.5H」のサービス提供とみなす。

